

第54回奈良県障害者作品展開催要項

1. 目的

作品制作を通じて、障害のある人の社会参加と自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、より多くの人が障害のある人の作品に触れる機会を設けることで、広く県民の障害のある人に対する理解の促進を図ることを目的とする。

2. 主催

奈良県

3. 開催日時等

(1) 開催期間 令和8年11月26日(木)～12月3日(木)
(ただし、11月30日(月)は休館)

(2) 開催時間 午前10時～午後5時
(初日の11月26日(木)は午後1時から)
(最終日の12月3日(木)は正午まで)

(3) 搬入・搬出日時
搬入: 令和8年11月25日(水)
※搬入時間は、出品受付後に調整
搬出: 令和8年12月3日(木)
※搬出時間は、出品受付後に調整

4. 開催場所

芸術会館 美楽来
(住所: 生駒市西松ヶ丘2-20)



5. 出品資格者

- (1) 奈良県内に在住する障害児・者
- (2) 奈良県内の施設に入・通所する障害児・者

6. 種目

絵画、写真、書道、工芸、手芸、文芸(短歌、俳句、川柳)、PC(コンピュータ・タイプアート)の7種目とする。

7. 出品点数

出品できる作品点数は、種目、個人作品、合同作品を問わず、1人1点とする。

8. 表彰

本開催要項と別紙出品要領を遵守している各種目の特に優秀な作品については、賞状を授与する。

9. その他

- (1) 昨年の受賞者が受賞作と同一種目に出品した場合は、受賞の対象としない。
- (2) 作品サイズは、縦1.0m（書道は2.0mまで）、横1.5m、奥行き1.0m以内（額装、枠張り、装飾、設備等を含む。）とする。なお、規定サイズを超える作品は出品できない。
- (3) 応募作品は全作品の展示を原則とするが、出品が多数の場合は展示できないことがある。出品多数の場合は先着順で受け付ける。
- (4) 出品者は出品申込にあたり、出品者向け説明会に出席することを原則とし、会場の注意事項及び展示作業の詳細について十分理解した上で、円滑な運営に努めるものとする。なお、やむを得ない事情により説明会へ参加できない場合は、事前に作品展事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (5) 展示期間中に作品等が落下した場合や、その他安全上の問題が生じた場合は、主催者の判断により出品者に連絡することなく当該作品を撤去することがある。また、作品展事務局の指示事項及び本要項に定める事項を遵守しない場合や、作品展の運営に著しい支障を生じさせた場合には、主催者の判断により、翌年度以降の作品展への出品を認めないことがある。
- (6) 作品名については、第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害するおそれのある固有名詞（既存のキャラクター名、商品名、作品名等）は使用しないものとする。
- (7) 出品された作品については、写真等により記録し、インターネットでの公開及び今後の広報活動等に使用することがある。なお、著作権等侵害の恐れがあると主催者側が判断した場合、インターネットでの公開を差し控えることがある。
- (8) 感染症等の拡大状況によっては、やむを得ず、奈良県障害者作品展または表彰式の開催を中止することがある。